

利用上の注意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

(3) 調査の期日

平成29年工業統計調査（平成28年実績）は、平成29年6月1日で実施した。

なお、平成29年工業統計調査において、調査日を12月31日から翌年6月1日に変更したため、事業所数及び従業者数については平成29年6月1日現在、製造品出荷額等、付加価値額、現金給与総額などの経理事項については平成28年1月から12月の実績により調査している。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）のうち、従業者数4人以上の事業所である。

(5) 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員が配布する調査票（従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者）の自計申告（調査対象者自身が記入）により行っている。

(6) 調査項目の見直し

平成29年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しを行っている。

- ① 従業者数 … 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針にそって変更
- ② 出荷額等に係る消費税の取扱い … 従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きのいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
- ③ 工業用地及び工業用水（工業調査票甲） … 一部廃止
- ④ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 … 廃止
- ⑤ 常用労働者毎月末現在数の合計（工業調査票甲） … 廃止
- ⑥ リース契約による契約額及び支払額（工業調査票甲） … 廃止

2 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所数

平成29年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成29年6月1日現在の数値である。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいい、本確報における従業者数は、下記算式により算出している。なお、平成29年工業統計調査より、「有給役員」及び「送出者」の調査項目を新設している。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} &= \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ &+ \text{③常用雇用者 (④正社員・正職員としている人} \\ &+ \text{⑤パート・アルバイトなど) - ⑦送出者} \\ &+ \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

① 個人業主及び無給家族従業者

以下のア、イに該当するものをいう。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。

② 有給役員

事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。

③ 常用雇用者

次のいずれかに該当するものをいい、「正社員・正職員」及び「パート・アルバイトなど」に分けられる。

ア 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。

イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

④ 正社員・正職員

常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。

- ⑤ パート・アルバイトなど
常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員」以外の人をいう。
- ⑥ 臨時雇用者
「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいう。
- ⑦ 送出者
「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。
- ⑧ 出向・派遣受入者
別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 現金給与総額

平成28年1年間に常用雇用者及び有給役員のうち、この事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額（常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額など）との合計である。

(4) 原材料使用額等

平成28年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成28年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成28年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ① 製造品出荷額とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成28年中にその事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成28年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成28年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）

平成28年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出している。
$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減（増加額} - \text{減少額）}$$

(8) 工業用水

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、1日当たり用水量とは、平成28年1年間に使用した工業用水の総量を平成28年の操業日数で割ったものをいう。

- ① 公共水道は、県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいう。
- ② 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。
- ③ その他の淡水は、「①公共水道」、「②井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。
例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(9) 工業用地

事業所敷地面積は、平成29年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(10) 付加価値額（粗付加価値額）

事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値のことで、工業統計調査における付加価値額の算式は以下のとおりである。

- ① 従業者30人以上の事業所

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}(*1)) \\ &+ \text{推計消費税額}(*2) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

- ② 従業者4～29人の事業所

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}(*1)) \\ &+ \text{推計消費税額}(*2) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

(*1)平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

(*2)推計消費税額は平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(11) その他の諸算式

- ① 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
- ② 付加価値率＝付加価値額÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）}×100
- ③ 粗付加価値率＝粗付加価値額÷{製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）}×100
- ④ 原材料率＝原材料使用額等÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）}×100

3 凡例及び使用上の注意

(1) 単位

統計表における単位については、金額は全て「万円」となっている。また、工業用地は「平方メートル」、工業用水は「立方メートル」となっている。

(2) 記号の定義

統計表中の記号については、次のとおりである。

『－』・・・該当の数値がないことを示す。

『0』又は『0.0』・・・四捨五入により単位未満となったものを示す。

『▲』・・・負の数値を表す。

『X』・・・1又は2の事業所に関する数値であるため、統計調査の秘密保護の観点から秘匿したことを表している。

また、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は『X』で表している。

(3) 産業中分類名

表、グラフなどにおいて、産業中分類名は次のように略して使用している。

産 業 中 分 類	略 称	産 業 中 分 類	略 称
09 食料品製造業	食 料 品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄 鋼
11 繊維工業	繊 維	23 非鉄金属製造業	非 鉄
12 木材・木製品製造業	木 材	24 金属製品製造業	金 属
13 家具・装備品製造業	家 具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械

15 印刷・同関連業	印 刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化 学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業	プラスチック	30 情報通信機械器具製造業	情報機械
19 ゴム製品製造業	ゴ ム	31 輸送用機械器具製造業	輸送機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	32 その他の製造業	そ の 他

(4) 産業類型の区分

本確報では、産業中分類を次の3つの類型に分けている。

基礎素材型	木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム、窯業・土石、鉄鋼、非鉄、金属
加工組立型	はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報機械、輸送機械
生活関連型	食料品、飲料・たばこ、繊維、家具、印刷、皮革、その他

(5) 広域市町村圏の区分

本確報では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計している。

宮崎県北部	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
西都児湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
宮崎東諸県	宮崎市、国富町、綾町
日南・串間	日南市、串間市
都城北諸県	都城市、三股町
西 諸	小林市、えびの市、高原町

(6) 時系列比較の留意点

- ① 「平成23年」の数値は「平成24年経済センサスー活動調査」、「平成28年の事業所数、従業者数」及び「平成27年の製造品出荷額等、付加価値額」の数値は「平成28年経済センサスー活動調査」、その他の年次の数値は「工業統計調査」の数値である。
- ② 事業所数、従業者数については、「平成24年経済センサスー活動調査」は平成24年2月1日現在、「平成28年経済センサスー活動調査」は平成28年6月1日現在、「平成29年工業統計調査」は平成29年6月1日現在、その他の年次の工業統計調査は表示年次の12月31日現在の数値である。また、製造品出荷額等、付加価値額については、表示年次における1年間の数値である。
- ③ 「経済センサスー活動調査」に関連する数値は、工業統計調査と時系列比較を行うため、以下のすべてに該当する製造事業所について抽出・集計したものである。
 - ア 従業者4人以上の製造事業所であること

イ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと

ウ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

- ④ 「平成28年経済センサスー活動調査」において、事業所数、従業者数については、調査対象のうち個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額については、これらの調査分を含まない集計結果である。(調査事項が簡素化された調査票であるため。)

(7) その他

- ① 数値は、単位未満を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合や前年比較等での増減数が一致しない場合がある。
- ② 経済センサスー活動調査と工業統計調査の数値は、実施時期や調査手法が異なるため、その差数が全て増加、減少を示すものではない。
- ③ 本確報の数値は、県による独自集計のため、経済産業省が公表する数値と異なる場合がある。

○本確報の内容については、宮崎県庁のホームページでもご覧になれます。

アドレス : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp>

○本確報に関するお問合せは、下記にお願いします。

宮崎県総合政策部統計調査課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

T E L : 0985-32-4451

F A X : 0985-29-0534

E-MAIL : tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp